なお、同種工事(I)及び同種工事(II)の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

(ｱ)　単体で申請する場合　下記に掲げる同種工事(I)及び同種工事(II)の施工実績をすべて有すること。

(ｲ)　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）にあっては、同種工事(I)の施工実績及び同種工事(II)の施工実績をいずれかの構成員が有すること。

代表者は下記に掲げる同種工事(I)の施工実績を有し、かつ同種工事(II)の施工実績を有すること。

代表者以外の構成員は下記に掲げる同種工事(I)の施工実績または同種工事(II)の施工実績を有すること。

(ｳ)　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、同種工事(I)の施工実績及び同種工事(II)の施工実績をいずれかの構成員が有すること。

橋梁補修改築工事を担当する場合は、同種工種(I)の施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事(II)の施工実績を有すること。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、同種工事(I)と同種工事(II)の施工実績を共に有すること。

＜同種工事＞

(I)　橋梁補修改築工事　次の①または②の施工実績を有すること。

①　道路橋において、プレキャストＰＣ床版、もしくはプレキャストＰＣ桁による新設または取替えを2,400㎡以上実施した工事

②　道路橋において、プレキャストセグメント桁による新設または取替えを橋梁延長240m以上実施した工事

(II)　土木工事　供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事の施工実績を有すること。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

(3)　次に掲げる基準を満たす統括責任者を試験工事及び建設工事に専任で配置すること。

1）統括責任者が、一級土木施工管理技士、またはこれと同等以上の資格を有し、かつ10年以上の現場実務経験を有すること。なお、「これと同等以上の資格」とは次のとおり。

イ．一級建設機械施工技師の資格を有するもの

ロ．技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」「森林－森林土木」、「水産－水産土木」とするものに限る）の資格を有するもの。

ハ．これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

2）統括責任者が、平成15年度以降に以下の施工実績を有するものであること。

ただし、施工実績の取扱いは2(2)3）に同じ。

＜施工実績＞

主任（監理）技術者又は現場代理人として、供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

3）専任の統括責任者については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術提案書提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(4)　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を試験工事及び建設工事に専任で配置できること。

1）専任の主任技術者又は監理技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格」とは次のとおり。

イ．一級建設機械施工技師の資格を有するもの

ロ．技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」「森林－森林土木」、「水産－水産土木」とするものに限る）の資格を有するもの。

ハ．これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

2）現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した以下の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは2(2)3）に同じ。

(ｱ)　単体で申請する場合　単体の場合は、下記に掲げる同種工事(I)の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

(ｲ)　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（甲型）の場合は、下記に掲げる同種工事(I)の施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

(ｳ)　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体（乙型）の場合は、同種工事(I)の施工実績を有している現場代理人を配置すること。また、橋梁補修改築工事を担当する場合は、同種工事(I)の施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事(II)の施工実績を有している主任（監理）技術者を配置すること。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、同種工事(I)の施工実績と同種工事(II)の施工実績を共に有する主任（監理）技術者を配置すること。

＜同種工事＞

(I)　橋梁補修改築工事　次の①または②の施工実績を有すること。

①　道路橋において、プレキャストＰＣ床版、もしくはプレキャストＰＣ桁による新設または取替えを1,200㎡以上実施した工事

②　道路橋において、プレキャストセグメント桁による新設または取替えを橋梁延長120m以上実施した工事

(II)　土木工事　供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事の施工実績を有すること。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

3）専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

4）監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(5)　次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を設計業務に配置できること。

1）管理技術者

(ｱ)　管理技術者が、技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）若しくは、技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート）又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。競争参加